

さ情審査答申第139号
平成29年 2月23日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年9月14日付けで貴職から受けた、「平成26年度うなぎまつり及びうなぎを育てる会に関する補助金等に係る行政情報」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年6月15日付け浦区第1376号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不存在とした領収書等の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、以下のとおりである。

- (1) 誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効。
- (2) さいたま市観光団体等育成事業補助金交付要綱第11条に、「当該報告書等の審査云々」とあり、開示された文書ではまともな審査は出来ないため不存在は不当であり、領収書等は存在するはず。
- (3) 平成26年度うなぎを育てる会に関する補助金等に係る行政情報の不存在は不当。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 本件開示請求に係る補助金のうち、うなぎまつりに関する補助金については、「さいたま市観光団体等育成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、観光イベント等を実施する各種観光団体として、「浦和うなぎまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）」に補助するもので、実行委員会は要綱第3条別表において、市内観光の振興を目的とした団体として、補助対象団体の一つに規定されている。
- 2 「さいたま市浦和うなぎまつり」（以下「うなぎまつり」という。）は例年5月に実施されており、さいたま市の伝統産業にも指定されている「浦和うなぎ」を地域資源として活用した、市内外から集客が図れる定着したイベントである。
- 3 補助金の交付事務については浦和区区民生活部総務課地域商工室が行っており、本件に係る事務の流れは概ね以下のとおりである。

まず、実行委員会から要綱第6条に基づき、補助金交付申請書の提出を受け、書類等を審査し、補助事業として適当であると認められたため、補助金の交付を決定した。その後、開催準備等に経費を要するため、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）第17条第1項ただし書きの規定により概算払いを行った。事業完了後、実行委員会から実績報告書の提出を受け、それらの書類を確認・審査した上で、補助金額を確定し、精算した。
- 4 異議申立人の「うなぎまつりの領収書等を開示せよ」との主張については、領収書等は、要綱第11条の規定により、実績報告書提出の際に実行委員会から領収書等原本を提示させ、確認・審査した上で、最終的な補助金額を確定したが、実績報告書として提出された書類以外は、任意団体である実行委員会のものであり、審査終了後に実行委員会に返却しているため実施機関には存在しない。
- 5 「うなぎを育てる会に関する補助金」については、同会が要綱に基づく補助対象団体ではないため、補助金を交付していないことから、当該行政情報は実施機関に存在しない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件対象行政情報と異議申立てについて

異議申立人は実施機関に対し、平成27年6月1日付け行政情報開示請求書により、平成26年度うなぎまつり及びうなぎを育てる会に関する補助金等に係る行政情報の開示を求めた。実施機関は、平成26年度うなぎ

まつりに関する行政情報として、要綱及び補助金の交付に係る支出負担行為伺書、支出命令書、補助金確定の起案、精算報告書を特定し、条例第7条第2号及び第3号に該当する部分を除いて開示した。また、「うなぎを育てる会に関する補助金」については補助金を交付していないことから不存在とする一部開示決定をした。

これに対し、異議申立人は、うなぎまつりへの補助金額の確定については、要綱第11条によって実績報告書等の審査が必要とされているところ、審査には領収書等による裏付けが必要である。したがって本件においても領収書等が存在するはずであるのに、これを不存在としたのは不当であることを主な理由として、本件異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 異議申立人の行政情報開示請求にかかる、平成26年度うなぎまつりに関する補助金（以下、「本件補助金」という。）は、平成26年5月に実施したうなぎまつりに際し、実行委員会に対して、規則及び要綱に基づいて交付した補助金である。

規則によれば、補助金等は補助事業等が完了した後に、その成果を記載した実績報告書を市長に提出して審査を受け、交付すべき補助金等の額を確定したのちに、その確定した金額が交付されることになるが、本件補助金は、うなぎまつり開催準備等に経費を要する事情が存在したため、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認め、規則第17条第1項ただし書きにより、うなぎまつり完了前に概算払いされたものである。

(2) うなぎまつり終了後、実行委員会からさいたま市長に補助事業実績報告書が提出された（規則第14条、要綱第10条）。実績報告書には、①実行委員会作成の平成26年度さいたま市浦和うなぎまつり実施報告書（要綱第10条(1)の「事業報告書」に当たるもの。）、②実行委員会作成の平成26年度さいたま市浦和うなぎまつり収支決算書（要綱第10条(2)の「補助事業等の収入支出決算書」に当るもの）が添付されたうえに、実施機関の求めに応じて、③うなぎまつり実施のために実行委員会が各種の支払をした際の領収書等原本が提示された。

実施機関は上記①②③の各書類を確認・審査し、うなぎまつりの成果が補助金の交付の決定の内容等に適合するか否かを調査したうえ、適合すると認めて最終的な補助金額を確定し、その後、③領収書等原本は実行委員会に返却したものである。

(3) 上記③領収書等原本は、実行委員会がうなぎまつり実施のため各種支払をした際に取得して所持するものであり、実行委員会がこれを所持す

ることに一定の利益を有するものである。このように個人（団体）が所持するものにつき、地方公共団体の長が制定する規則によって、個人（団体）に対してその提出義務を課すことはできないところであり、規則や要綱において領収書等原本の提出を義務付けていないのは、そのような趣旨と理解すべきである。

しかしながら、交付すべき補助金額確定の審査に領収書等原本を確認することは有効な手立てであり、実行委員会としても領収書等原本の確認を経ないと補助金額が容易に確定しないという事実上の不利益もある。

実務上は実施機関の求めに応じて実行委員会から領収書等原本が任意に提示され、確認が済みしだい領収書等原本は実行委員会に返還される運用になっているものと理解できる。よって、実行委員会は実績報告書提出の際、実施機関の求めに応じて領収書等原本を任意に提示し、その領収書等原本は補助金額確定審査の終了後に実行委員会に返還されたものと思料される。また、領収書等が実施機関に保有されていると推測できる具体的な事情は存在せず、領収書等を保有していないとの実施機関の主張にも不自然な点はない。したがって実施機関は領収書等原本を保有していないと認められる。

- (4) なお、領収書等が提出されないと補助事業の適正性に疑念を持たれかねないという問題はあるが、補助事業者は補助事業等に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を一定期間（要綱第13条によって5年間）保存させ（規則第21条）、必要があるときは補助事業者等に報告をさせ、または領収書等関係書類を調査できる（規則第22条）としているので、補助事業執行の適正は図られていると思料する。
 - (5) 平成26年度のうなぎを育てる会に関する補助金については、同会が要綱第3条の補助金交付の対象団体ではないことを、当審査会として確認した。したがって同会に補助金は交付されないことは明らかであり、実施機関が同会に補助金を交付したことを窺わせる事情は一切存在しないことから、当該行政情報は不存在であると認められる。
 - (6) 異議申立人の、文書の特定を誤った瑕疵があるとの主張については、主張する理由が不明確であるが、実施機関は現に保有する行政情報として本件対象行政情報を特定しており、当審査会において調査審議を行ったところ、特定した以外の情報の存在は窺われず、特定は瑕疵なく適正に行われたと認められる。
- 3 以上の次第であるから、当審査会は、異議申立てに理由がないので、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年 9月14日	諮問の受理（諮問第386号）
②	同 年 9月30日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成28年11月17日	審議
④	同 年 12月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	平成29年 2月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)